

令和 7 年第 3 回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和 7 年 3 月 1 9 日（水）
- 2 招集場所 市役所北庁舎 5 階 5 0 2 会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委 員 小野 聡子
委 員 大井 知教 委 員 星山 純一郎
- 4 欠席委員 委 員 高田 彩
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 中野 裕夫
次長兼教育総務課長 柴田 光起
理事兼学校教育監 石田 隆幸
生涯学習課長 松田 直樹
文化財課長 武田 健市
参事兼教育総務課長補佐 我妻 朋学
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 記 録 係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後 5 時 4 5 分
- 9 議事日程
 - 日程第 1 前回議事録の承認について
 - 日程第 2 議事録署名委員の指名について
 - 日程第 3 諸般の報告
事務事業等の報告
 - 日程第 4 議 事
 - (1) 議 案 第 6 号 職員の人事について
 - (2) 議 案 第 7 号 多賀城市ガイダンス施設条例施行規則について
 - (3) 議 案 第 8 号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
 - (4) 議 案 第 9 号 多賀城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
 - 日程第 5 その他

教育長

ただ今の出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和7年第2回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、大井委員、星山委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程第3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の1ページをお願いします。

令和7年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

始めに教育総務課関係です。

2月3日から3月5日まで31日間の会期で開催された「令和7年第1回多賀城市議会定例会」が閉会し、教育委員会関係議案を含め提出された議案はすべて可決されました。

3月13日、「仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市で開催され、教育長が出席しました。

市立小中学校の「卒業式」は、3月8日に中学校で、3月18日に小学校で執り行いました。

令和7年度の市立小中学校の「入学式」は、4月8日に小学校、4月9日に中学校で執り行う予定です。

続いて生涯学習課関係です。

3月12日、社会教育委員会議を開催し、教育長、教育部長、生涯学習課長が出席しました。

3月14日、図書館運営審議会を開催し、教育長、教育部長、生涯学習課長が出席しました。

3月1日、2日の2日間、「文化センターまつり」を開催しました。展示部門で15団体、舞台部門で11団体が参加し、延べ823名が来場しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、1ページから4ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

2月22日、イベント「大人のための紫草染め」を多賀城史遊館で開催し、10名が参加しました。

令和7年3月19日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議 事

議案第6号 職員の人事について

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、議案第6号「職員の人事について」を議題といたします。

本議案は人事案件であります。秘密会としたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

それでは、関係課長は、暫時、退室願います。

＜生涯学習課長、文化財課長 退室＞

【秘密会部分は非公開として、別途議事録作成】

教育長

それでは、関係課長に入室願います。

＜学校教育監、生涯学習課長、文化財課長 入室＞

議案第7号 多賀城跡ガイダンス施設条例施行規則について

議案第8号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第9号 多賀城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

教育長

つぎに、議案第7号「多賀城跡ガイダンス施設条例施行規則について」、関連がありますので、議案第8号「多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」及び議案第9号「多賀城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を併せて議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

議案第6号から第9号についてご説明いたします。

第1回定例会の臨時代理事務報告第2号でご報告差し上げました、多賀城跡ガイダンス施設条例の制定に伴い、条例施行規則及び施設の運営・維持管理に対応するための教育委員会の組織に関する規則平成4年多教委規則第7号の改正を行うものです。

初めに、資料7ページの議案第7号「多賀城跡ガイダンス施設条例施行規則について」でございますが、この施設の施行規則を制定するものでございます。

次のページ、８ページをご覧ください。

本規則は、多賀城跡ガイダンス施設条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

記載のとおり第２条第１項１号から４号で利用者の遵守事項を、第３条で毀損した場合の届出について、第４条で規則の施行に関し必要な事項は教育長が定めることとする事項を設けています。

この規則の施行日は、令和７年４月２５日からとするものです。

次に、資料９ページの議案第８号「多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

今回の変更は、ガイダンス施設を新設することに伴い、新たに追加する事項を設けるものでございます。

１２ページ、１３ページにあります、新旧対照表をご覧ください。

掻い摘んで申し上げますと、第９条 事務局文化財課の事務分掌に、「(７) 多賀城跡ガイダンス施設に関することを」を加えます。

第２７条第１項に、多賀城跡ガイダンス施設の項目を加え、第２項に条例に基づき同施設で行う具体の業務 第１号から第６号を記載しています。

第２８条第１項では、ガイダンス施設に新たに「施設長」を置くことといたします。これに伴い、第２８条第２項及び第３４条第１項にも、同様に施設長を追記しています。

この規則の施行日は、令和７年４月２５日からとするものです。

続きまして、資料１５ページ、議案第９号「多賀城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」をご説明いたします。

１７ページにあります、新旧対照表をご覧ください。

ここでは、議案第８号多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則で「施設長」を新たに加えたことに伴い、第２条第１項第１４号に「施設長」を加えるものです。

この訓令の施行日は、令和７年４月２５日からとするものです。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。小野委員。

小野委員

「施設長」という文言が加わるということは、今まで、多賀城市教育委員会が管轄する施設がなかったということですか。

文化財課長

これまでは施設を統括する館長及び所長という役職がありました。

教育部長

施設の長のネーミングは、施設の名前に冠する約束事がございます。例えば中央公民館なら中央公民館長というように「館長」と呼ばれます。今回は多賀城跡ガイダンス施設と言いますので、施設の長であるから「施設長」と呼びます。

小野委員

施設の利用者は、入施設者ではなく入館者と呼ぶんですね。

教育部長

どちらかというとなら福祉施設的な意味合いだと、そういうニュアンスと捉えてしまいますね。

小野委員

公の施設だから、公民館等と同じ扱いで、入館者なのですね。ありがとうございます。

教育長

そのほか、ございますか。
（「ありません」の声あり）

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第7号、第8号及び第9号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないものと認め、議案第7号、第8号及び第9号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

事務局からありますか。次長。

次長

お手元にお配りいたしました「多賀城市部活動地域教育プロジェクト～みんなで創る生徒の輝ける場・あなたらしい選択を～」という3枚のプリントをご覧ください。

現在本市では、多賀城市部活動地域プロジェクト検討協議会を立ち上げて、これまで3回にわたり検討を行ってまいりました。国及び県の方針に従って、多賀城市としてもまずは休日の部活動を廃止したうえで、地域への移行を予定しております。令和7年度4月に入学する新中学生までが、これまでどおり令和9年度の3年生の引退時まで、休日の部活動が行われます。令和8年度入学につきましては、2年生の途中から、休日の部活動が廃止される時期となります。

そこに向けて、小中学校等や教育委員の皆様にご了解をいただいたのちに、庁内の意思決定機関にも報告した上で、議員の皆様にも説明し、保護者の皆様にも多賀城市の方針をお伝えしたいと考えております。

この資料につきましては、先般3月12日に開催した検討協議会の場でご提示したものです。決定事項ではありませんが、この内容を元に議論していきましょうということをご承知おきください。

教育長

まだ決定のものではなく、今話し合いをしている段階ということです。ご質問がありましたらどうぞ。小野委員。

小野委員

協議会においては、どのような意見が出されていますか。協議会の委員さんには方向性が伝わっているのでしょうか。

次長

3回にわたる会議の議論においては、委員からどのくらいのお金を出してもらえるのか、保険等を決めてからにしたほういいのではないかと意見があります。一

方で賛成ではあるものの、休日の部活動が廃止された時の選択肢を生徒や保護者に提示していった方がいいのではないかと意見もございます。

お金の部分につきましては、議会の承認が必要なことから、まず方針として国の方針に従って、休日の部活動、将来的には平日の部活動も廃止となっていく方向になろうかと思います。

地域にはさまざまな選択肢があります。いま部活動が単独の学校では成り立たなくなってきました。

文科系の部活は4種類しか存在せず、各校にあるのは吹奏楽部だけです。パソコン部はある学校とない学校に分かれたりします。生活文化部もそうです。かつてあった書道や将棋といったものはなくなっています。運動部に関しても同様です。

地域移行、地域展開していくことによって、さまざまな選択肢を用意していくという方向性については、概ね、委員さん方の了承を得ています。

教育長

休日については、概ね了承というか、やはりそこに行くまでに、さまざまな手続きが必要ということと、学校長が説明できるようにすることが必要とか、具体的な意見の中で話は出ているのかなと思っていました。「事務局も短いスケジュールで大変ではないですか」「はじめになぜ地域展開をするのか説明してもいいのではないか」という意見もありました。

次長

資料2 ページの下部の「なぜ部活動改革が必要なのですか？」に「少子化の進行」と「働き方改革」が挙げられます、と記載されています。

本当に休日の部活動がなくなったら、先生は楽のなるのかと心配する議員さんもいらっしゃいますが、協議会のメンバーには学校長と教員も含まれています。その場で教員に聞いたら、「間違いなく教員の負担は減ります」と回答がありました。

検討協議会のメンバーの共通認識のもとにこの方法を進めているのが現状です。

教育長

大学の教諭からは、働き方改革をすることによって、教員が本務に集中できるようになり、子どもたちの教育にとってプラスになるという形で進んでいくことも話した方がいいのではないかと意見もありました。

小野委員

ありがとうございます。もう一ついいですか。地域の受け皿は、おそらく多賀城市はたくさんあるのではないかと思います、どうでしょうか。

次長

小野委員のおっしゃるとおり、実は地域には選択肢がたくさんあります。中学校4校中3校は部活動必須ではありません。来年度からは中学校全4校で、部活動は必須ではなくなります。

そうしますと、例えば現在部活動にないようなダンス、スケートボード、ボルダリング等ニュースポーツのようなものも考えられます。陸上部は各校に一つしかありません、だから陸上競技のクラブ、文科系では合唱、生け花など、受け皿が地域にあるのですが、生徒の保護者は部活動に加入しなければならないという風潮になっているので、多くの方が情報を知らないまま、選ぶことができないでいる、それを地域全体で支えていくことによって、生涯教育の観点からも、小学生から視点を広げていただく一因にもなると思います。中学校で部活動と並行して、休日にはほかの活動を選択できる選択肢が多賀城市にはあるのではないかと、それを見える化して実施していきたいと考えています。

小野委員

わかりました。

教育長

ほかにございますか。大井委員。

大井委員

この方針には賛成です。健康長寿課で取り組んでいる、地域包括支援センターの「第2層協議体」（東部、中央、西部に1か所ずつ設置）が非常に優れている。全国的に見ても非常に活発です。西部地区では隣組という町内会を発達したような活動で、大人たちの活動に中高生が参加したいと申し出て、中央地区では多賀城中学校の美術部の協力を得て認知症の方を対象とした絵を作る交流を行っています。文科部活動でもないですけど、認知症サポーター養成講座と非常に人気です。若い人が入ってくると非常に活発化します。スポーツが得意でない生徒の一助になればと思います。

次長

大井委員のおっしゃるとおり、多賀城市の第２層協議体は活発に活動していて、そこに高校生が協力したり、中学生が参加したりしています。そういう選択肢も地域には示していけるように。現存する部活動を地域に移すだけでなく、地域で子供たちの活動を大人が支えていけるように、意識して進めていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

教育長

その他、ございますでしょうか。

（「ありません」の声あり）

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和７年第３回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後６時２０分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和７年４月２３日

多賀城市教育委員会

教育長

委 員

委 員